

令和8年度 札幌市立石山中学校いじめ防止基本方針

はじめに

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。次の3点を基本に据える。

- (1) 生徒が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを無くすことを目指す。
- (2) いじめが、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、生徒が十分理解することを旨とする。
- (3) いじめ防止対策は、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組まなければならない課題であることを認識する。

2. いじめの捉え方

「いじめ」とは法令上「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とある。

本校でも、法の定義及び国の基本方針に基づいて、いじめを捉える。

【いじめ防止基本方針】

1. 子どもの権利条例の理念を踏まえた生徒の主体的な取組

(1) 子どもの意思表示を重視した主体的な取組

生徒一人一人がいじめ問題について考え、意見を述べ合い、生徒会活動において生徒が主体的にいじめを無くす活動に取り組む。

(2) 子どもが安心して生活できるように、学校が実施する取組

学校は、生徒に対して「いじめは絶対に許さない」「いじめられている側に立って考える」という姿勢のもと、指導する。

2. いじめの未然防止の取組

(1) 「いじめ」についての理解を深める

- ①何がいじめなのかを伝える：いじめが発覚した時に「いじめていたという認識はなかった」ということがないようにする。
- ②いじめられている子どもの気持ちを理解する：いじめられている子どもは、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。

- ③いじめる子どもの指導、支援もきめ細かに行う：「なぜいじめてしまうのか」という視点で、いじめた側の生徒の支援を行う。

(2)豊かな心の育成

- ①道徳教育等の心の教育に、子どもの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて取り組む。
- ②人間関係を構築するための素地を育成する。 ③生徒の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む。
- ④家庭や地域との連携によるいじめの未然防止に取り組む。

(3) ネットいじめの未然防止

- ①生徒や保護者へ注意喚起を行う。
- ②情報モラル教育を充実させる。
- ③保護者へ啓発する。

3. 早期発見・早期対応のための指針

(1)早期発見について

- ①教職員がいじめを積極的に認知する。
- ②アンケートや教育相談を計画的に推進する。

(2)早期対応について

- ①速やかに組織的に対応する。いじめの疑いを把握した場合は、定例化を待たずに学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める
- ②いじめを受けている生徒、いじめを知らせてきた生徒の安心・安全を確保する。
- ③速やかに関係する生徒の保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- ④事実関係の確実な把握を行う。
- ⑤再発防止に向けた保護者への啓発を行う。
- ⑥緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。この報告において事案が犯罪行為に相当すると判断されれば所轄警察署への相談・通報となる。ただし、命にかかわるなど、緊急性が高い場合には、警察への連絡を最優先とする。また、対応にあたった他機関が犯罪行為に相当するのではないかと考えた場合、直接警察に連絡することもあり得る。(例えば、けがを負わされた生徒を搬送中の救急隊員が自らの判断で直接警察へ連絡するなど)
- ⑦いじめの解決に向けた集団への働きかけを行う。

4. 子どもや保護者がいつでも相談できる教育相談体制づくり

- ・生徒や保護者が不安や悩みをいつでも相談することができるように、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、学びのサポーターを有効に活用する。また、全職員がゲートキーパーとして素養を身につけ、教職員一人一人が悩んでいる生徒に気付いて、声を掛け、話をよく聞いて、必要な支援につなげ、見守る。
- ・早期にいじめの通報・相談を受け付けるために、電話やメールの相談窓口を生徒、保護者、地域の方に周知するとともに、相談窓口の積極的な活用を働きかける。

5. 生徒指導体制・校内研修の充実

法により学校には、単に基本方針の策定を求められるだけでなく、方針にある取組を実行する組織を置くことが義務付けられている。

<いじめ防止対策会議の果たすべき役割>

- ①いじめ防止基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ②教育相談の計画的実施を確認する。
- ③いじめに関わる情報を集約し、いじめの認知や解消の件数、認知した個別の状況を確認する。
- ④発見されたいじめ事案への組織的対応を決定する。
- ⑤いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について確認・検討する。
- ⑥いじめ防止対策会議の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ⑦職員会議等で教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- ⑧生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を実施する。
- ⑨「いじめ防止基本方針」の改善を図る。
- ⑩重大事態への対処・対応する。

<いじめ防止対策会議の構成>

本校では、生徒指導部をいじめ防止対策会議の基本とし、校長、教頭、生徒指導主事、生徒支援部員、学年主任、該当生徒担任、特別支援級代表、SC、SSWにより構成する。必要に応じて、相談支援パートナーや学びのサポーターも加わるなどして柔軟な組織とする。校長が不在時では教頭が校長代理を務め開催し、その後、責任者である校長に報告し決裁を得ることとする。

<留意点>

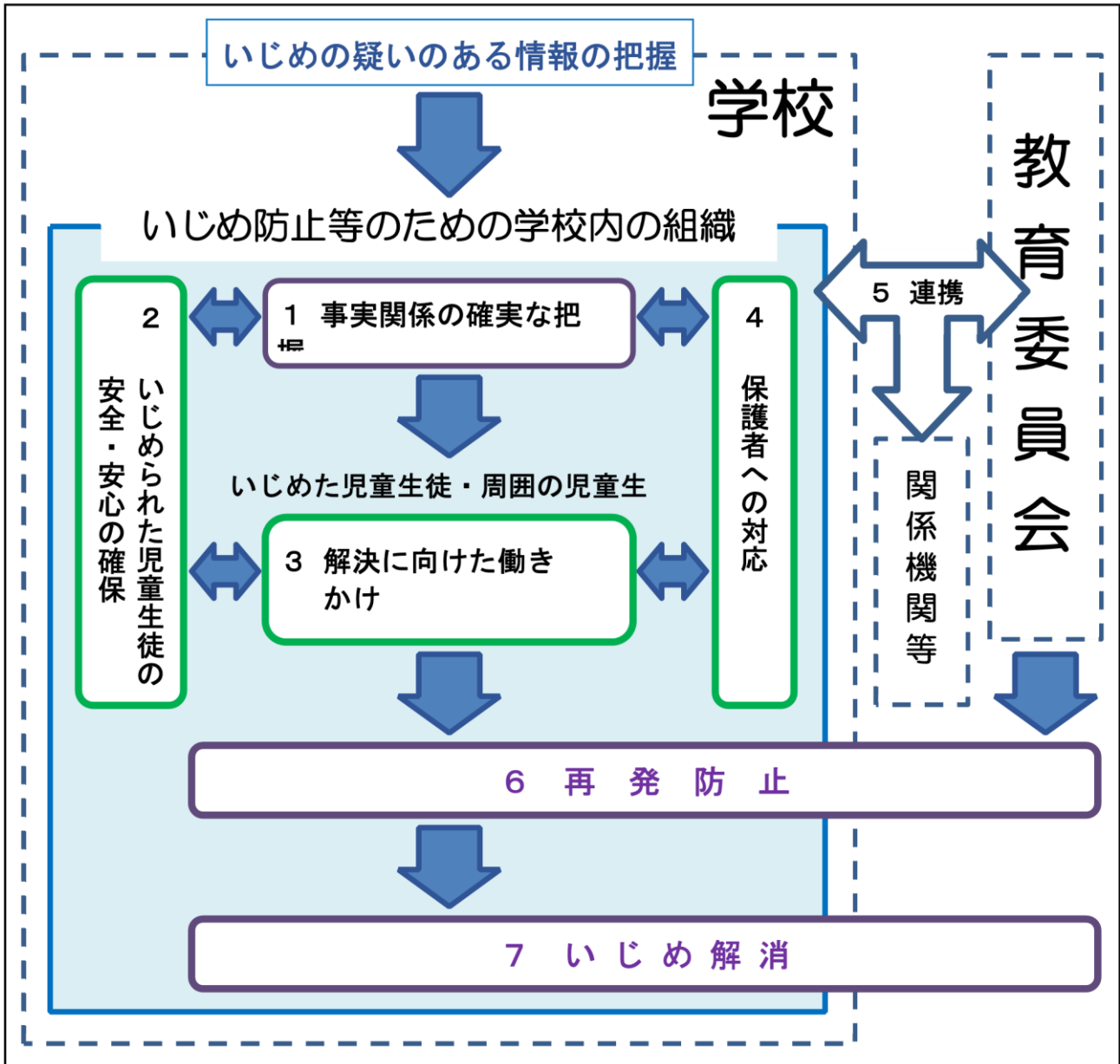
- ①いじめの認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断する。
- ②いじめの解消の目安を3か月に至るまでとし、その間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ③いじめの解消の判断は事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策会議で行う。

<いじめが解消している状態の二つの要件>

ア被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、いじめ防止対策会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ被害者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ④複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ防止対策会議において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- ⑤学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- ⑥いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学にあたり、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。



6. 「いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価

- ・ 4月 : 学校基本方針の提示
- ・ 4月～3月 : 定例会議を月に1回開催
- ・ 3月 : 年度末反省職員会議で次年度の「いじめ防止基本方針」の提案

7. 防止対策にあたっての児童生徒、保護者、地域関係者の参画

今後、保護者、地域関係者の方々からの意見を取り入れていく。

例) PTA総会での提示、意見の収集、石山中学校区青少年健全育成推進会での提示、意見収集

8. 重大事態への対処

①本校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確に調査する。

【重大事態とは】

ア生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたケース

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イいじめにより生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

②本校は、①の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

③「いじめ防止対策推進法」における重大事態発生後の対応フローを参考資料として添付する。

【いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー】

